

獣医師免許をお持ちのみなさまへ

令和4年12月31日現在の状況を、
お住まいの都道府県に届け出てください。

獣医師には、獣医師法第22条に基づく2年ごとの届出が義務付けられています。

届出様式に必要事項を記入の上、**令和5年1月1日から1月31日**までに**お住まいの都道府県**に提出してください。

届出様式や記載方法は以下に掲載されています

農林水産省HP：<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/22.html>

(農林水産省HPのQRコード)



長崎県では、県のホームページから電子申請により届出を行うことができます。
令和5年1月から、以下に掲載しますので、ご利用ください。

長崎県HP：https://s-kantan.jp/pref-nagasaki-u/offer/offerList_searchOfferList.action

(長崎県電子申請システムURLのQRコード)



獣医事への従事の有無にかかわらず、すべての獣医師が対象です。

集計結果は獣医師の分布、就業状況、移動状況を的確に把握するために利用されています。

< 提出先・お問い合わせ先 >

長崎県では、原則住所地を管轄する家畜保健衛生所を届出先としていますが、勤務地と住所地を管轄する家畜保健衛生所が異なる場合、**勤務地を管轄する家畜保健衛生所**に届けてください。

・長崎市、諫早市、大村市、西海市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町

【中央家畜保健衛生所】〒854-0063 諫早市貝津町3118 TEL：0957-25-1331

・島原市、雲仙市、南島原市

【県南家畜保健衛生所】〒859-1415 島原市有明町大三東戊908-1 TEL：0957-68-1177

・佐世保市、平戸市、松浦市、小値賀町、佐々町

【県北家畜保健衛生所】〒858-0911 佐世保市竹辺町92 TEL：0956-48-3831

・五島市、新上五島町

【五島家畜保健衛生所】〒853-0031 五島市吉久木町725-3 TEL：0959-72-3379

・壱岐市

【壱岐家畜保健衛生所】〒811-5734 壱岐市芦辺町国分本村触1385-1 TEL：0920-45-3031

・対馬市

【対馬家畜保健衛生所】〒817-0322 対馬市美津島町雞知乙110-4 TEL：0920-54-2179

(1) 登録番号	第 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 号	(2) 本籍地の属する都道府県名	<input type="text"/> 都道府県
(3) 登録年月日	1 令和 2 平成 3 昭和 4 大正 年 月 日	(4) 生年月日	1 令和 2 平成 3 昭和 4 大正 年 月 日
(5) 氏名	ふりがな <input type="text"/>	(6) 性別	男・女
(7) 現住所	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 都道府県	電話(<input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/>)	
(8) メールアドレス	<input type="text"/>		
(9) 主たる職業 ((10)から(12)までの各項目について最も該当するものを○で囲むこと。 該当するものが2つ以上ある場合は、(15)従たる職業の概要欄に(10)及び(11)から該当する番号を併せ記入すること。)			
(10) 業務の種類	(11) 業務の内容	(12) 勤務先	
I 産業動物診療 i 牛 ii 馬 iii 豚 iv 鶏 v その他 II 小動物診療 i 犬 ii 猫 iii 小鳥 III I 及び II 以外の診療 IV 診療以外の業務であつて獣医学上の知識を必要とするもの V 獣医学上の知識を必要としない業務 VI 無職(学生、その他) i 獣医系大学の大学院生 ii その他学生 iii その他 ※ I 又は II を○で囲んだ者は、 I の i から v まで又は II の i から iii までの主たる対象を一つ選択し、○で囲むこと。 ※ VI を○で囲んだ者は、i から iii までの該当する数字を一つ選択し、○で囲むこと。	1 自ら開設する診療施設において診療の業務に従事(開設者又は法人代表者) 2 他の者が開設する診療施設において診療の業務に従事 3 自ら往診のみによって診療の業務に従事 4 他の者に雇用され往診のみによって診療の業務に従事 5 行政事務に従事 ア 農林畜産 イ 公衆衛生 ウ 環境 エ その他 6 試験研究に従事(大学勤務を除く。) 7 獣医系大学で教育に従事(教官又は教員) 8 獣医系大学の勤務者で7以外に従事 9 獣医系大学以外で教育に従事(教官又は教員) 10 その他の業務に従事 ア 製薬 イ 飼料 ウ その他 (5又は10を○で囲んだ者は、5のAからEまで又は10のAからUまでの該当する分野を一つ選択し、○で囲むこと。)	01 個人診療施設 02 農業協同組合 03 農業共済組合、農業共済組合連合会又は特定組合 04 国 05 都道府県 06 市町村 07 独立行政法人 08 国公立大学法人 09 私立学校 010 競馬関係団体 011 民間企業 012 公益法人、一般社団法人等 013 その他 (04から06までのいずれかを○で囲んだ者は、①から⑥までの番号を一つ選択し、○で囲むこと。) ① 本庁等 ② 検査指導機関 ③ 家畜保健衛生所等 ④ 保健所等 ⑤ 食肉衛生検査所等 ⑥ その他	
(13) 勤務先の名称	ふりがな <input type="text"/>		
(14) 勤務先の所在地	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 都道府県 電話 (<input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/>)		
(15) 従たる職業の概要	<input type="text"/>		
(16) 業務経験			
① 臨床経験 (産業動物診療)	有・無	有の場合は年数を記入年	② 臨床経験 (小動物診療)
			有・無
(17) 防疫業務への協力	可・不可	防疫業務とは、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第2条第1項の表の上欄に掲げる家畜の伝染性疾患の発生を予防し、及びまん延を防止することに係る業務をいう。	(18) (任意) 出身地
(19) 備考	<input type="text"/>		

注意

- 1 登録年月日には、最初に獣医師名簿に登録された年月日を記入すること。(登録事項の変更等で免許証の交付を2回以上受けている場合は、免許証裏面に記載された登録年月日を記入すること。)
- 2 主たる職業の業務の種類は、次のとおりとする。
 - 一 産業動物診療とは、動物の診療であって、最近における主たる対象が牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏又はうずらであるものをいう。
 - 二 小動物診療とは、動物の診療であって、最近における主たる対象が犬、猫又は獣医師法施行令(平成4年政令第273号)第2条各号に掲げる飼育動物(以下「小鳥」という。)であるものをいう。
 - 三 I及びII以外の診療とは、動物の診療であって、最近における主たる対象が牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏、うずら、犬、猫及び小鳥以外の動物であるものをいう。
- 3 勤務先について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - 一 特定組合 農業保険法(昭和22年法律第185号)第73条第4項に規定する特定組合をいう。
 - 二 公益法人 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条第3号に規定する公益法人をいう。
 - 三 一般社団法人等 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第2条第1号に規定する一般社団法人等をいう。
- 4 従たる職業の概要には、(10)及び(11)から該当する番号を併せ記入すること。また、(10)のI又はIIを業務の種類として選択した場合には、Iのiからvまで又はIIのiからiiiまでの主たる対象を一つ記入し、(11)の5又は10を業務の内容として選択した場合には、5のアからエまで又は10のアからウまでの該当する分野を一つ記入すること。
- 5 臨床経験(産業動物診療)及び臨床経験(小動物診療)の年数には、獣医師名簿に登録されてから現在までの間における通算の産業動物診療及び小動物診療の経験年数をそれぞれ記入すること。
- 6 出身地(任意)には、高等学校等の卒業までに過ごした期間が最も長い都道府県を記入する。外国の場合は「外国」を丸で囲むこと。
- 7 届出書が経由される都道府県が前回と異なる場合は、前回の都道府県名を(19)備考欄に記入すること。
- 8 本届出書の利用目的は、次のとおりである。
 - 一 農林水産省において、獣医師の届出状況を集計・公表し、農林水産行政の基礎資料として活用すること。
 - 二 農林水産省において、獣医療に関する通知等の情報配信等のため、本届出書に記載したメールアドレス等を利用すること。
 - 三 農林水産省において、都道府県の依頼に応じて行う防疫業務への協力依頼及び獣医療体制整備に係る情報配信等のため、本届出書に記載したメールアドレス等を利用すること。
 - 四 届出先の都道府県において、獣医師確保対策や防疫業務への協力依頼の送付等に活用するため、本届出書に記載したメールアドレス等を利用すること。